

改正案	現行
<p>（権限の委任）</p> <p>第五十九条の三 法及び令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内において定められる都市再生特別地区に関する都市計画に関する法第十八条第三項及び法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条第三項（法第二十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による権限</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（指定都市の定める都市計画の協議の申出）</p> <p>第五十九条の四 法第八十七条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第十九条第三項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の協議の申出は、協議書及び当該都市計画の案を提出して行うものとする。</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第五十九条の三 法及び令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるもの以外のものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内において定められる都市再生特別地区に関する都市計画に関する法第十八条第三項及び法第八十七条の二第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条第三項（法第二十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による権限</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（指定都市の定める都市計画の協議の申出）</p> <p>第五十九条の四 法第八十七条の二第三項の規定により読み替えて適用される法第十九条第三項（法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の協議の申出は、協議書及び当該都市計画の案を提出して行うものとする。</p>